

資料 4

令和2年10月19日

職員（施設長・主任・保育士）の要件・資格・経験年数について

市町村		習志野市				千葉県（基準条例）
		改定ガイドライン案	現行ガイドライン	認可保育所	小規模保育事業	保育所認可
根拠資料等		習志野市立保育所 私立化ガイドライン （令和2年度中に改定）	習志野市立保育所 私立化ガイドライン （平成26年版）	習志野市 民間認可保育所設置及び 運営に関する基準 （平成27年版）	習志野市 小規模保育事業実施要領 （平成28年版）	保育所設置認可等に 関する要綱
施設長資格・免許		保育士・幼稚園教諭 のいずれか	保育士・幼稚園教諭 のいずれか	保育士・幼稚園教諭	保育士	
施設長 経験年数 （施設長経験） ※習志野に ついては ①②③の いずれかの 条件	① 認可 保育所等	常勤として 5 年以上勤務 又はこれと同等以上の能力を有す ると認められる者	常勤として 10 年以上	常勤として 3 年以上 就任後 2 年以内に指定研修を受講	児童福祉事業に2年以上従 事した者。又はこれと同 等以上の能力を有すると 認められた者	〈公立〉 児童福祉事業に2年 以上従事した者。 又は同等以上の能力を 有すると認められた者 〈民間〉 ・①②③のいずれか ①保育士資格 保育所常勤2年以上 就任後指定研修を受講 ②児童福祉事業に2年以上 指定研修修了者 ③社会福祉主事 且つ福祉事業2年以上 就任後指定研修受講 ・常勤で保育所の運営管 理業務に専従
	② 児童福祉 事業	5 年以上従事 内、保育所施設長 1 年以上 又はこれと同等以上の能力を有す ると認められる者	10 年以上従事 内、保育所施設長 3 年以上	（次のいずれか） A 3年以上 指定研修修了者 B 社会福祉主事の資格 事業3年従事 就任後研修を受講する		
	③ 幼稚園	常勤として 5 年以上勤務 管理職経験者 又はこれと同等以上の 能力を有すると認められる者	12 年以上勤務 管理職経験有	常勤として 3 年以上勤務 管理職経験者 指定研修修了者		
特記事項 （資質・能力）		・健全な心身を有す ・児童福祉事業に熱意あり ・施設を適切に運営できる	・健全な心身を有す ・児童福祉事業に熱意あり ・施設を適切に運営できる	・健全な心身を有す ・児童福祉事業に熱意あり ・施設を適切に運営できる		・健全な心身を有す ・児童福祉事業に熱意あり ・施設を適切に運営できる
主任条件 （習志野については ABいずれか）		A主任3年又はこれに相応 B児童福祉施設等常勤7年以上 又はこれと同等以上の能力 を要すると認められた者	A主任3年又はこれに相応 B認可保育所常勤7年以上	・専任を配置 B認可保育所経験7年以上		—
保育士雇用		十分な保育所等の勤務経験や優れた 資質能力を有する者の確保に努 めること	常勤5年以上の者を1/3以上配 置すること（幼稚園の経験含）	常勤5年以上の者を1/3以上配置 すること（幼稚園経験含）		・基準の職員構成を満た すこと